

平成 23 年度

テニュアトラック普及・定着事業

「A. 機関選抜型」の審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 23 年 5 月

< 目 次 >

1. 審査体制	3
2. 審査方法	3
(1) 書面審査	
(2) 書面審査後の合議審査	
(3) 面接審査	
(4) 面接審査後の合議審査	
(5) 選定機関及び部局等の決定	
(6) その他	
3. 審査の観点	4
(1) テニユアトラック制の内容	
(2) 補助事業期間終了後の継続性	
(3) 申請機関	
4. その他	5
(1) 審査の開示・非開示	
(2) 委員の遵守事項	
(3) 中間評価・事後評価等	

1. 審査体制

有識者等によって構成されるテニュアトラック普及・定着事業委員会（以下「事業委員会」という。）を（独）科学技術振興機構に設置し、「A. 機関選抜型」に関する審査を付託します。

テニュアトラック普及・定着事業の審査は、事業委員会各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関及び部局等は、文部科学省において事業委員会の審査結果を踏まえ決定します。

2. 審査方法

(1) 書面審査

- ・書面審査は、事業委員会委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができますこととします。

(2) 書面審査後の合議審査

- ・書面審査の結果を踏まえ、委員の合議結果に基づき面接審査の対象とする機関及び部局等を選定します。
- ・書面審査において、委員の合議により面接審査を行う必要はないとされた機関及び部局等については、面接審査を行うことなく選定候補とすることがあります。

(3) 面接審査

- ・面接審査は、機関が必要に応じてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に対し、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。

(4) 面接審査後の合議審査

- ・面接審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補の機関及び部局等を決定します。
- ・事業委員会は、申請書の内容修正を条件として選定候補とすることができることとします。

(5) 選定機関及び部局等の決定

事業委員会の審査結果を踏まえ文部科学省において決定します。

(6) その他

- ・審査は申請された部局等ごとに行うことを原則とするため、1機関から複数の部局等の申請があった場合、申請した部局等の一部のみが選定されることがあります。

3. 審査の観点

(1) テニユアトラック制の内容

①制度設計

- ・テニユアトラック教員の公募・採用からテニユア審査までの年次計画は適切なものとなっているか。
- ・単なる研究者の雇用策、研究費の支援になっていないか。
- ・部局等の規模（部局等のテニユアポストに就いている教員・研究員等の人数）や年間新規採用者数等を勘案した実現性の高い採用人数となっているか。

②テニユアトラック教員の公募、選考及び採用

- ・国際公募を行い、また公募期間は適切か。
- ・テニユアトラック教員の公募要領（案）に、㊸採用予定人数に対して十分なテニユアポストを用意している（職位別の数を示すことが望ましい）こと、㊹テニユア審査基準の概要を明示する又は明示する予定であるか。
- ・女性研究者や外国人研究者が応募しやすい配慮がされているか。
- ・実施機関外の第三者を審査委員とするとともに、現在及び過去の研究指導教員を審査委員から除外するなど、客観的で透明な選考方法を採用しているか。
- ・テニユアトラック教員を採用するに当たっては、申請機関所属者（直前に申請機関に所属している者）の比率が高くなりすぎない（50%以下が望ましい）ような配慮がなされているか。
- ・一般的な特任職の者と区別できる職名（呼称）とするなどの配慮がされているか。

③自立的な研究環境の整備

- ・研究主宰者（Principal Investigator;PI）として、自立した研究活動が出来る環境が整備されているか。例えば、以下のような取組がなされていることが望ましい。
 - ・適切な研究資金の措置
 - ・人的な研究支援体制の整備（メンター、事務スタッフの配置等）
 - ・自立した研究スペースの確保
- ・テニユアトラック教員の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち研究活動に関するエフォートが70%以上確保されているか。

④中間評価

- ・トラック期間中の適切な時期に、テニュアトラック教員の業績を評価する「中間評価」を行い、また、評価方法、体制及び評価結果に基づく指導方針は適切なものであるか。

⑤テニュア審査

- ・実施機関外の第三者を審査委員とするなど、客観的で透明な適切な審査方法・体制となっているか。
- ・テニュア審査に合格したテニュアトラック教員は、申請機関のテニュアポストへ着任させるキャリアパスが用意されているか。また、そのテニュアポストは、研究主宰者（PI）たる研究環境が維持されているか。
- ・テニュア審査により、申請機関のテニュアポストを獲得できなかったテニュアトラック教員に対する方策があるか。

⑥その他

- ・テニュアトラック教員に出産・育児・介護のライフイベントがあった場合、トラック期間の延長を認める方針が立てられているか。
- ・テニュアトラック教員を支援するポストドクターを雇用する場合、当該ポストドクターの任期終了後のキャリアパスについて配慮する方針が立てられているか。

(2) 補助事業期間終了後の継続性

- ・補助事業期間終了後についても、テニュアトラック制の継続の計画があるか。

(3) 申請機関

- ・優れた研究実績を有しており、また、自主的にテニュアトラック制に取り組むなど、若手研究者の育成やポストの確保について実績を有する機関又は部局等であるか。
- ・旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」により補助されていない機関又は部局等であるか。

(注 既に旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」によって補助されている機関や部局等も本事業の補助対象となります。ただし、審査に当たっては、過去に補助されていない機関・部局等に配慮するものとします。)

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・事業委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。

- ・選定の途中経過についての問い合わせには応じられません。
- ・審査結果については、選定する機関及び部局等を決定した後、ホームページ等により公表します。
- ・委員の氏名については、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表します。

(2) 委員の遵守事項

①利害関係者の排除

- ・申請された取組と利害関係がある委員は、事務局にその旨申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わらないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・委員が参加者となっている場合
- ・委員と親族関係にあるものが参加者となっている場合
- ・委員が実施機関の役員、職員、教員等において専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

②秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。

(3) 中間評価・事後評価等

本事業については、取組実施3年度目に中間評価、取組終了年度の翌年度に事後評価を実施します。中間評価・事後評価の詳細は、選定された機関に対し、別途通知します。

なお、中間評価の結果に基づいて文部科学省は、該当する機関に対して改善策の提出を求め、更に補助金の減額や打ち切りを行うことがあります。